

当法人の学校法人クライアントの現状と公益法人 制度改革の影響を回避するための改善策

あゆみ監査法人

法人代表

代表社員・公認会計士 升永清朗

1. 日本経済の現状と行政改革

- 地方経済

 - 景気低迷により、借入金が学校経営を圧迫
 - 公立志向により、志願者が減少

- 少子化

- 1、出生数及び合計特殊出生率の推移(参考資料1から4)
- 2、我が国の総人口の見通し
- 3、福岡県の地区別私立学校在籍者数の推移(参考資料6, 7, 8)
- 4、福岡県の地区別中学校卒業生数の推移及び見込者数の推計(参考資料6, 7, 8)

- 大学全入時代

 - 大学全員入学、07年以降に 文部科学省

- 三位一体改革(参考資料5)

 - 税源移譲
 - 補助金削減
 - 地方交付税見直し

2. 私立学校を取り巻く現状

- 中学校卒業生数の減少
- 高校進学率の頭打ち
- 中途退学者の増加
- 定員充足率の格差拡大
- 納付金収入の減少
- 補助金依存率の上昇
- 人件費の増加
- 正味財産の減少

3. 財務分析から見たクライアントの現状

- 大学法人(参考資料9、10)
 - ①消費収支比率(帰属収支比率)

- 高校法人(参考資料11、12)
 - ①消費収支比率(帰属収支比率)
 - ②人件費比率
 - ③自己資金増減率

- 幼稚園法人(参考資料13、14)
 - ①現預金比率
 - ②前受金留保率

- 専門学校
 - ①人件費が帰属収入に占める割合

4. 公益法人制度改革と税制改正

- 公益法人制度改革3法(平成20年12月1日施行)(参考資料17から29)
 - ①法人法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
 - ②認定法:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
 - ③整備法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(5年の経過措置)
- 税制改正(平成20年4月30日施行)(参考資料30から33)
 - ①公益社団法人、公益財団法人(特定公益増進法人)
 - 1. 公益目的事業:非課税
 - 2. 上記以外の事業:収益事業課税
 - ②一般社団法人、一般財団法人
 - 1. 非営利型法人(公益法人等):収益事業課税
 - 2. 上記以外の法人(普通法人):普通法人課税
 - 3. 寄付金優遇なし

5. 公益法人制度改革の影響

私立大学退職金財団、県私学教育振興会、県私学退職金社団(財団)の退職給付事業に対する影響

- 公益社団法人、公益財団法人へ移行した場合
影響なし
- 一般社団法人、一般財団法人（非営利型法人）へ移行した場合
影響軽微：利子等の源泉所得税課税
- 一般社団法人、一般財団法人（普通法人）へ移行した場合
影響大：運用益課税、源泉所得税課税

6. 学校法人に対する影響

- 一般社団、一般財団(非営利型法人)に移行
 1. 知事所轄学校法人(積立方式)
掛け金増加、交付金減少
 2. 文科省所轄学校法人(賦課方式)
掛け金増加、交付金減少
- 一般社団、一般財団(普通法人)に移行
 - 存続の場合
 1. 2. とも大幅な掛け金の増加、交付金の減少
 - 解散の場合
 1. 知事所轄学校法人(積立方式)
学校独自の退職給与引当金の設定が必要
 2. 文科省所轄学校法人(賦課方式)
掛け金累積額と交付金累積額の差額の清算

7. 私立学校法改正の概要

- 学校法人の管理運営制度の改善(参考資料35から42)
 - ① 理事制度の改善⇒理事会の法制化
 - ② 監事制度の改善⇒監査報告書の作成、評議員との兼業禁止、監事の選任
 - ③ 評議員制度の改善⇒事業計画、事業の実績の意見を述べる(経営に参画)

- 財務情報の公開(参考資料43から48)

- 私立学校審議会の構成の見直し

- 平成17年4月1日施行

8. 公開対象となる財務書類等の種類

- ① 財産目録
 - 1. 資産額⇒基本財産、運用財産、収益事業用財産
 - 2. 負債額
 - 3. 正味財産額(資産額合計－負債額合計)
- ② 貸借対照表
- ③ 収支計算書
 - 1. 資金収支計算書
 - 2. 消費収支計算書
- ④ 事業報告書
 - 1. 法人の概要
 - 2. 事業の概要
 - 3. 財務の概要

(参考資料63から66)
- ⑤ 監事による監査報告書(参考資料62)

平成17年6月1日より適用

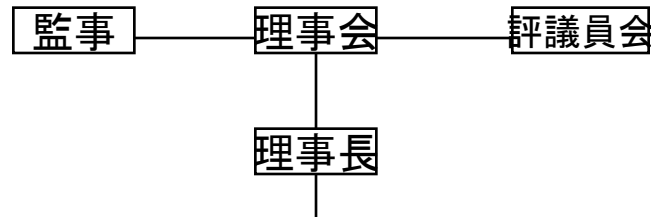
9. 寄付行為

■ 私立学校法の改正において変更した規定

- ① 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- ② 理事会に関する規定
- ③ 理事(理事長を除く。)の理事会召集権の規定
- ④ 監事の職務の規定⇒監事報告書を理事会と評議員会に提出
- ⑤ 監事の選任手続の規定⇒評議員会の同意を得て理事長が選任
- ⑥ 評議員会への諮問事項の規定⇒事業計画
- ⑦ 評議員会への事業の実績の報告の規定

10. 学校法人の運営上の問題点

- 法人組織



- 理事の選任

事務長を財務担当理事に選任(教務の最高責任者は学長及び校長)

- 予算の承認手続

評議員会の諮問後、理事会の承認を受ける。

- 決算の承認手続

監事監査報告書の日付→理事会開催日→評議員会開催日→公認会計士監査報告書の日付

11. 改正学校法人会計基準の主な内容

- 基本金の取崩しの弾力化(参考資料69から73)

現行の量的規模の縮小(学校法人の廃止、定員の縮小等)に加え、諸活動の見直し又は取替更新に伴う資産の減少がある場合にも、当該基本金を取崩すことが出来ることとした。

- 注記事項の充実

財政及び経営の状況を判断する上で必要な注記事項を、今までの限定から幅広く必要と思われる注記事項を記載できることとした。(7項目)

- 有価証券の評価

有価証券に関する時価情報の注記。

12. 私学をめぐる税制改正

参考資料74から79

- 受託研究事業の非課税措置(平成14年4月)
- みなし譲渡所得課税制度の見直し(平成15年4月)
- 寄付金税制改正(平成15年4月)
- 消費税法の改正(平成15年4月)
- 寄付金税制(受配者指定寄付)の拡充(平成16年4月)
 - i) 寄付の募集前に、募集対象事業を特定する必要なし
 - ii) 寄付の募集期間の制限なし
 - iii) 寄付者から直接私学事業団に入金可
- 寄付金控除の控除対象限度額の拡充等(平成17年度)
- 寄付金控除の適用下減額の引き下げ(平成18年度)
- 幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る消費税の取扱い
(平成19年1月19日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課長名)
- 私学振興等のための寄付税制の拡充(平成19年度)
- 特定公益増進法人等に対する寄付金の特別損金算入限度額等(平成20年度)

13. 私学をめぐる規制緩和策

- 学校法人の出資による会社設立等(参考資料80)
平成13年6月文部科学省高等教育局私学行政課長通知
- 幼保一元化について(参考資料81)
平成14年7月文部科学省高等教育局私学部長通知
- 幼稚園特区
2歳児から幼稚園入園を認める。
- 認定こども園の認定(参考資料82, 83)
幼稚園と保育所を一元化
- 経済特区について(参考資料84, 85)
株式会社、NPO法人による学校設置認可
- 中高一貫教育について(参考資料86, 87)
中等教育の一層の多様化を計る。

14. 当法人としての役割

- 批判的機能及び指導的機能

監査において批判的機能を軸にして、指導的機能を発揮する。

- 指導的役割

- ①ガバナンス、コンプライアンス(法令遵守)

1. 私立学校法
2. 学校教育法……学校評価
3. 教育職員免許法…教員免許状の更新制

- ② 財務分析(参考資料88から91)

採算分析、財務分析、キャッシュ・フロー分析

- ③ 経営課題

15. 私学の今後の経営課題

- 魅力ある学校作りの推進

ハード面 教育環境の整備 魅力あるキャンパス作り

ソフト面 教員、職員の質の向上 学園組織の見直し
人事考課制度の導入

- 中期長期計画の策定

現状分析と課題の明確化

- 改革プロジェクトチームの立ち上げ